

■ 規則 92の2に基づく変更の記録 代理人及び共通の代表者について

ウェビナー

2021年5月11日

PCT 法務・ユーザー関連部 リーガルオフィサー

毛利 峰子(Mineko Mohri)



規則 92の2に基づく変更の記録

規則 92の2: 該当する変更

- 氏名又は名称の変更
- あて名の変更
- 国籍の変更
- 発明者の追加/削除
- 出願人の変更 (譲渡、追加、削除)
- 代理人の変更

規則 92の2に基づく変更の記録の請求

- 書面にて請求
- 国際事務局又は受理官庁に提出
- 一般的には国際段階で変更の証拠を求めることはない(しかし、国内段階に入った場合に指定官庁が証拠(例えば、譲渡証書)を求める場合がある)
- 国際事務局は出願人に(様式PCT/IB/306 発行して)請求された変更が記録されたことを通知する

規則 92の2に基づく出願人の名義の変更の記録

- 記録上の出願人（旧出願人）の書面による同意なしに、願書に記載されていない者（新たな出願人）が名義の変更を請求する場合には、譲渡証書又は名義の変更を裏付ける書類の写しを変更の請求とともに提出する
- 新たな出願人の新たな代理人が請求を行う場合には、上記書類に加えて変更後の出願人の委任状を同時に提出する

クイズ 1

- RO/JPに出願された国際出願について、出願人の名前にタイプミスがみつかりました。どのような手続きで間違いを直しますか。
 - 訂正用紙の提出（規則 2 6）
 - 明らかかな誤りの訂正（規則 9 1）
 - 変更届（規則 9 2 の 2）
- RO/IBに出願された国際出願について、発明者の記載漏れが見つかりました。どのような手続きで発明者を追加することができますか。 証拠は必要ですか。
 - 申立ての追加又は補充（規則 2 6 の 3）
 - 明らかかな誤りの訂正（規則 9 1）
 - 変更届（規則 9 2 の 2）

クイズ 2

- RO/JPに出願された国際出願に、現在出願人Aと代理人Xが記録されています。

代理人Yは、出願人Bから、当該出願の出願人をBそして代理人をYとする記録変更の依頼を受けました。

どのような手続き及び証拠書類の提出が必要となりますか。

- 名義変更届のみ
- 名義変更届＋譲渡証書
- 名義変更届＋譲渡証書＋委任状

規則 92の2に基づく期限 (1)

- 請求は優先日から30ヶ月の期間の満了前に国際事務局に受理されなければならない
 - したがって、受理官庁にも請求を行うことが可能ではあるが、国際事務局に直接提出することを推奨される
- 期間の満了の後に国際事務局が記録の請求を受理した場合には、請求された変更は記録されず、出願人は関係する各指定又は選択官庁に対して手続を行わなければならない

規則 92の2に基づく期限 (2)

- 出願人が国際出願の国際公開に特定の変更が反映されることを望む場合には、変更の記録の請求が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了（通常、実際の公開日から15日前）する前に到達しなければならない
- 変更の記録の請求が国際事務局に到達するのが遅かったため国際公開に反映させることができない場合には、国際事務局は関係する全ての指定及び選択官庁に通知する



代理人及び共通の代表者

代理人 (規則 90)

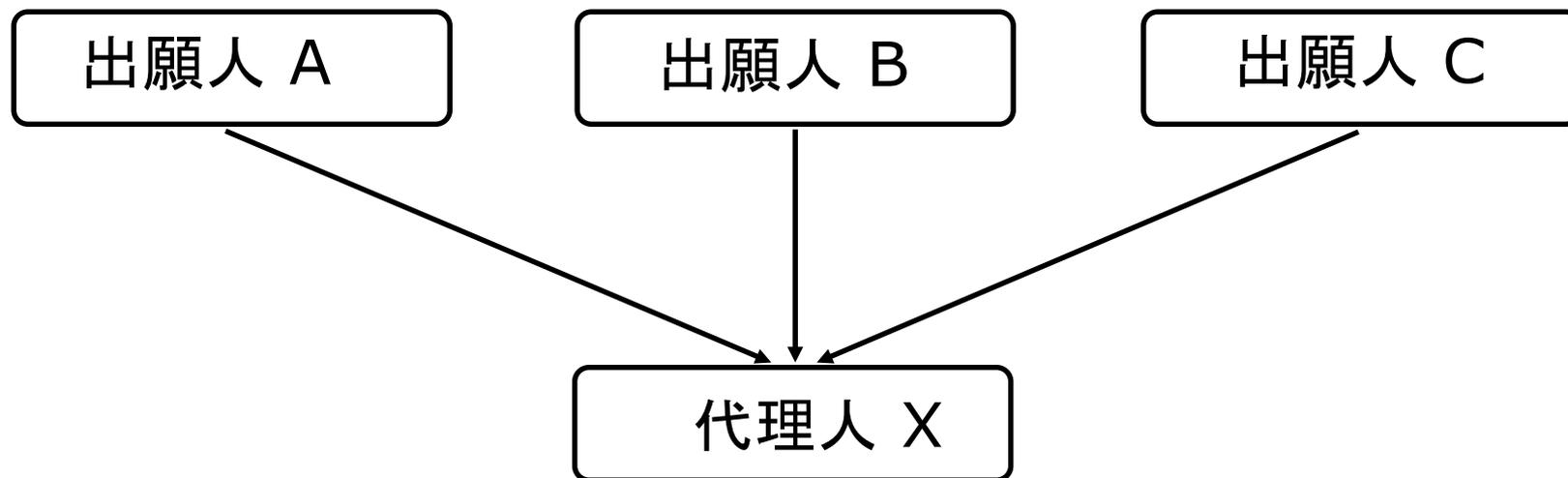
■ 誰を代理人として選任できるか？

- ❑ 受理官庁に対して、業として手続をとる権能を有する者 (弁護士、弁理士等)は誰でも、国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関に対して手続をとる権能を有する (第49条)
- ❑ 国際調査機関及び/又は国際予備審査機関に対して業として手続をとる権能を有する者は、特に当該国際調査機関又は国際予備審査機関に対する手続を行う代理人として選任されることができ (規則 90.1(b) 及び (c))
- ❑ 復代理人は、代理人によって選任される (規則 90.1(d))

■ 誰が共通の代理人か？

- ❑ 全ての出願人によって選任された代理人

共通の代理人



代理人 X は、全ての出願人によって選任されていれば、共通の代理人である

クイズ 3

- RO/KRに、韓国法人Aを単独の出願人（韓国の代理人X）として出願された国際出願を、日本法人Bが譲り受けました。

日本弁理士であるYは、Bより名義変更届の提出を依頼されました。

国際段階で代理人YはBを代理することはできますか。

- できる
- できない

クイズ 4

- 日本国弁理士Xは、現在ドイツ・ミュンヘンに居住しています。

ある日本国法人Aが、単独出願人として国際出願をRO/IBに出願することを予定しています。

弁理士Xは、この出願を代理することができますか。

- 日本国弁理士として当然可能
- 在外の弁理士は代理できない

クイズ 5

- 日本国法人Aと米国人（個人）Bが、共同出願人となる国際出願をRO/USに出願する予定です。

AもBも、日本在住の弁理士Xに、PCT上の手続きを委任したいと思っています。どのような方法がありますか。

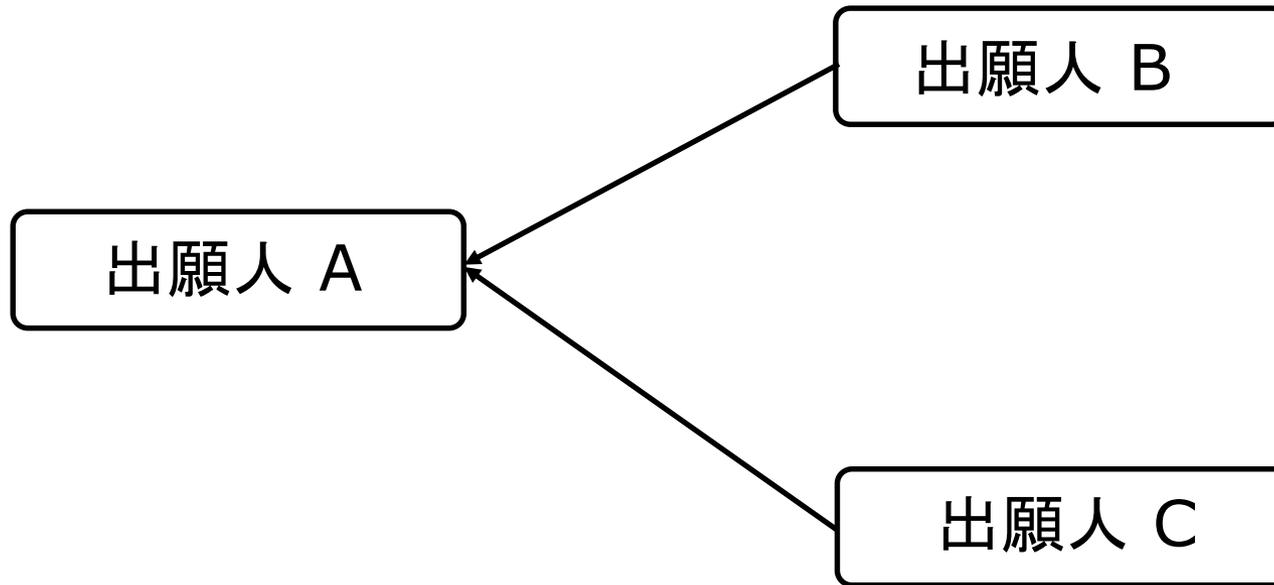
- 弁理士Xを代理人として申請する
- 弁理士Xを米国人の代理人として申請する
- 弁理士Xを通知のあて名として申請する

共通の代表者（規則 90）

■ 誰を共通の代表者として選任できるか？

- 国際出願を行う資格のある（すなわち PCT 締約国の国民又は居住者である）出願人のうちの一人が、共通の代表者として他の全ての出願人により選任されることができる
- 共通の代理人又は共通の代表者が選任されていない場合は、願書で最初に名前が記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人が、自動的に共通の代表者と「みなされる」

選任された共通の代表者（規則 90.2(a)）

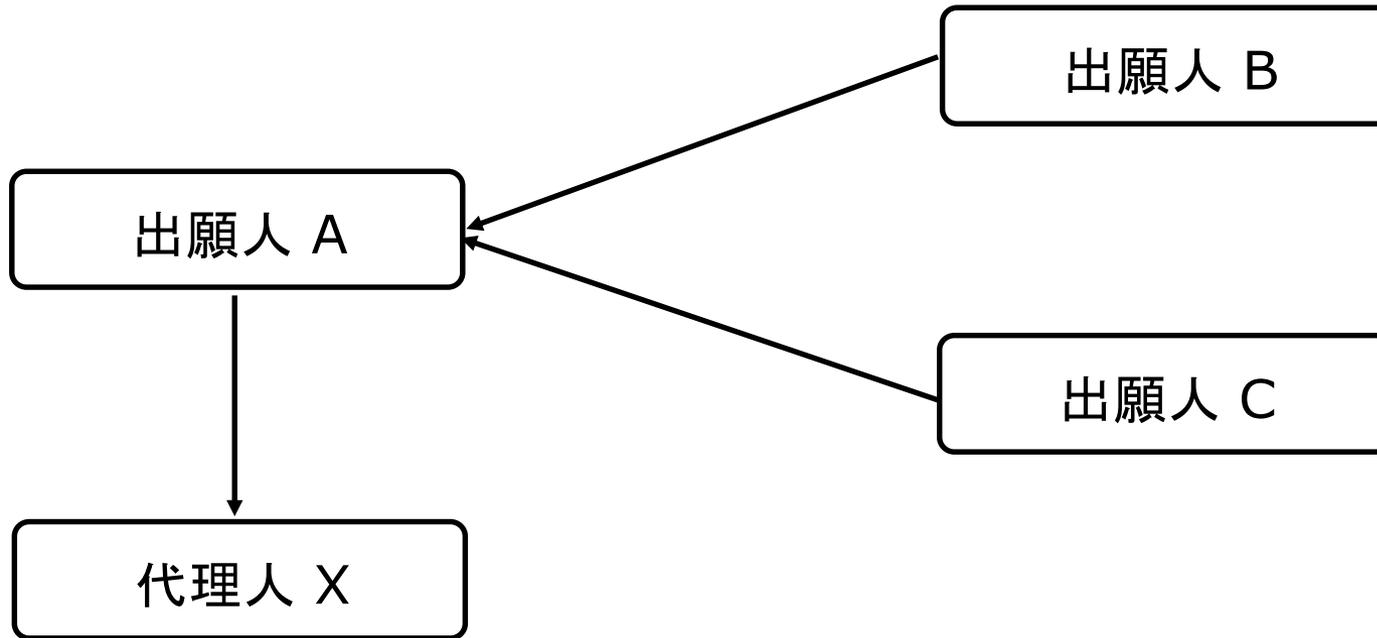


- 出願人 B 及び C が、出願人 A を彼らの共通の代表者として選任する
- これは、出願人 A がPCT締約国の国民又は居住者の場合のみ可能である

代理人及び共通の代表者（規則 90）

- 共通の代理人又は共通の代表者による（又は対する）行為は、以下の場合を除いて、関係出願人による（又は対する）行為としての効果をもつ：
 - 「みなされた」共通の代表者による取下げの行為（規則 90.3(c) 及び 90の2.5）
 - 受理官庁が委任状提出を求めておらず（規則 90.4 及び 90.5）、全ての出願人により署名された委任状を提出していない場合における、代理人又は共通の代表者による取下げの行為（規則 90の2.5）

選任された共通の代表者の代理人



- 出願人 A (例、法人出願人) は、他の出願人 (例、出願人/発明者) から共通の代表者として選任されている場合、出願人 A が代理人 X を選任する
- 代理人 X は、選任された共通の代表者 A に代わって、全ての出願人のために、取下げを含む全ての書類に署名できる (規則 90.3(c)); ただし、PCTの機関が委任状提出要件を放棄した場合にも、委任状が提出されていることを条件とする

「みなされた」共通の代表者 (規則 90.2(b))



- この場合には、共通の代理人はおらず、かつ、出願人は共通の代表者を選任していない; 従って、出願人 A が「みなされた」共通の代表者となる (願書に最初に記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人)
- 出願人 A のみによって選任された代理人 X は、取下げを除いて、全ての出願人のために全ての書類に署名できる (規則 90.3(c) 及び 90 の 2.5(a))

クイズ 6

- ある日本国企業Aが、ロシアの個人Bと共同開発した発明があります。Aはロシアの弁理士Xに依頼し、Aを筆頭の出願人、Bを出願人・発明者とする国際出願がRO/RUに出願されました。

その後、Bが弁理士Xの選任に異議を唱えて、規則92の2に基づく抹消請求をし、弁理士Xは記録から抹消されました。

この抹消請求は有効ですか。

この出願ではだれが「みなされた」共通の代表者ですか。

代理人及び共通の代表者の選任 (規則 90.4 から90.6)

- 代理人及び共通の代表者は以下のいずれかの方法で選任することができる：
 - 願書又は (第II章の手續に対しては) 予備審査請求書において
 - その国際出願に対応する別個の委任状において
 - 出願人の名義で提出された全ての国際出願に対する包括委任状において
- 包括委任状は、受理官庁、又は場合によっては国際調査機関もしくは国際予備審査機関に提出する
- 代理人の解任及び代理人の辞任については、規則 90.6を参照

委任状提出要件の放棄 (規則 90.4(d) 及び 90.5(c))

- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、国際事務局は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能：
 - 別個の委任状; 及び/又は
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能
 - 提出された包括委任状の写し
- しかしながら、全ての官庁及び機関は、基本的に要件を放棄したとしても、特別な場合には委任状の提出を求めることが可能
- 要件を放棄した官庁についての情報は、以下を参照
<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

PCTお問い合わせ先

- PCT制度全般のお問い合わせは
PCTインフォメーション・サービスまで
pct.infoline@wipo.int
+41 22 338 83 38
- 個別案件の具体的手続きに関するお問い合わせ
国際出願番号の末尾が00～49の案件：pct.team7@wipo.int
国際出願番号の末尾が50～99の案件：pct.team8@wipo.int
- 本件ウェビナーに関する講師へのお問い合わせ
mineko.mohri@wipo.int